

各 位

平成 15 年 5 月 28 日

株式会社日立国際電気

自己株式取得枠設定に関するお知らせ
(商法第 210 条に基づく自己株式の取得)

当社は、平成 15 年 5 月 28 日開催の取締役会において、商法 210 条の規定に基づき、自己株式の取得枠を設定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得枠を設定する理由

機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

2. 取得枠の内容

- (1) 取得する株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得する株式の総数 500 万株 (上限)
(発行済株式総数に対する割合 4.75%)
- (3) 株式の取得価額の総額 40 億円 (上限)

(注) 上記の内容については、平成 15 年 6 月 23 日開催予定の当社第 79 期定時株主総会において、「自己株式取得の件」が承認可決されることを条件といたします。

以上